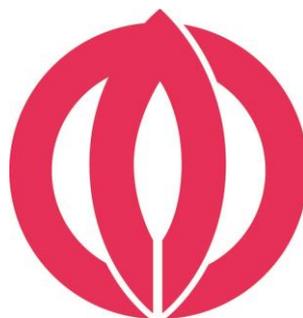


第7期鹿島市障害福祉計画  
第3期鹿島市障害児福祉計画

〔令和6年度～令和8年度〕  
〔2024年度～2026年度〕



鹿 島 市

鹿島市では、原則として人や人の状態を表す場合は「障がい」とひらがなで表記し、法律・条例等の用語または医学等の専門用語、公共機関などの正式名称は「障害」と漢字で表記しています。

# 目 次

1. 計画の位置づけと期間.....	1
(1) 計画の位置づけ .....	1
(2) 計画の期間 .....	2
(3) 第7期障害福祉計画の主な相違点 .....	2
2. 計画の基本理念.....	3
3. 計画の目標.....	4
4. サービス提供見込量の推計及び確保のための方策並び体系.....	1 2
(1) 訪問系サービスの充実 .....	1 4
(2) 日中活動系サービス[介護給付]の充実 .....	1 6
(3) 日中活動系サービス[訓練等給付]の充実 .....	1 7
(4) 居住系サービスの充実 .....	1 9
(5) 計画相談の充実 .....	2 0
(6) 障がい児支援提供体制の充実 .....	2 1
5. 地域生活支援事業、地域生活支援促進事業.....	2 3
(1) 事業の基本的考え方、内容 .....	2 3
(2) 地域生活支援事業（必須事業） .....	2 3
(3) 地域生活支援事業（任意事業） .....	2 6
(4) 地域生活支援促進事業 .....	2 6
6. 市独自支援事業.....	2 8
(1) 事業の基本的考え方 .....	2 8
(2) 事業の内容 .....	2 8
7. 計画の推進体制.....	3 0
(1) 関係機関との連携 .....	3 0
(2) 計画の進行管理体制 .....	3 0
資料編.....	3 1
(1) 用語集 .....	3 2
(2) 障害者総合支援法（抜粋） .....	3 7
(3) 児童福祉法（抜粋） .....	3 9
(4) 身体・知的・精神障がい者 手帳所持者数 .....	4 1
(5) 鹿島市内の障がい福祉サービス事業所数 .....	4 1
(6) 第7期鹿島市障害福祉計画策定経過 .....	4 2

# 1. 計画の位置づけと期間

## (1) 計画の位置づけ

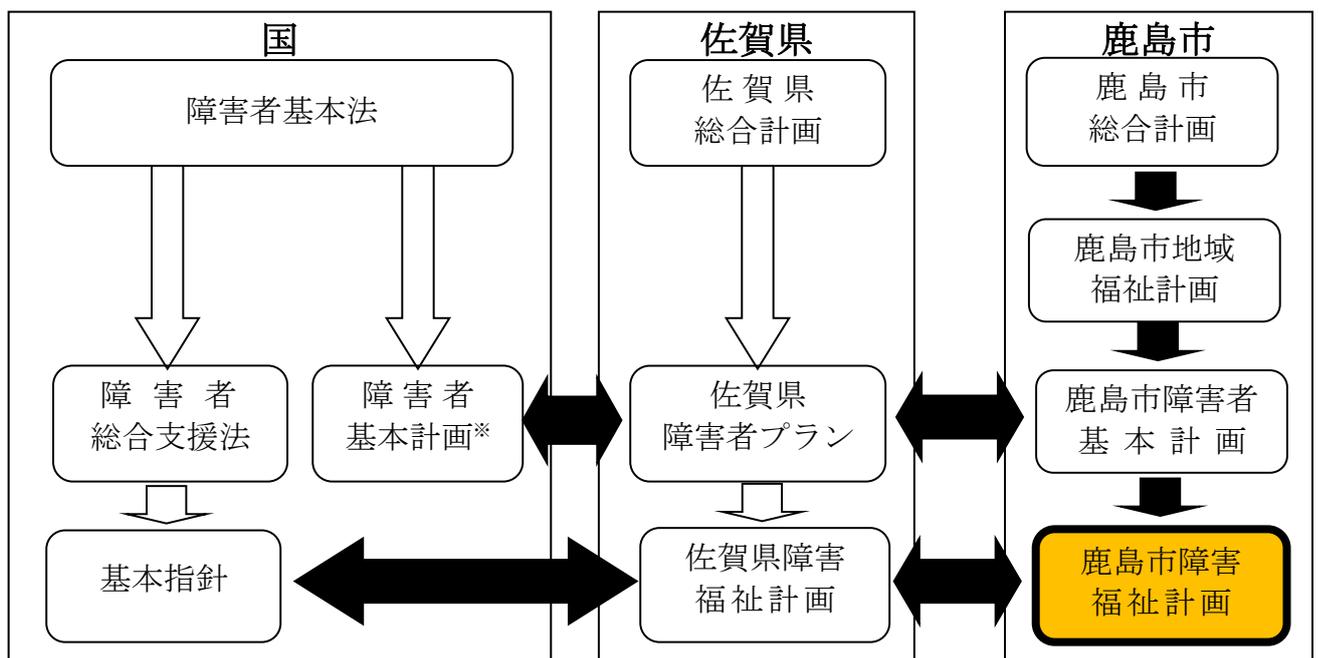
わが国の障がい者福祉施策は、心身に障がいのある人がその能力を最大限に発揮し、身体的・精神的・社会的にもできる限り自立した生活が送れるように援助することや、障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に生活し活動できる社会の構築を目指すことを基本理念に推進されています。

鹿島市では、令和3年3月に障害者基本法に基づく「第2次鹿島市障害者基本計画」を令和3年度からの6カ年計画とし策定し、併せて「第6期鹿島市障害福祉計画」を策定しました。同計画に沿って、障害のある人や障害のある児童の自立と社会参加の促進に向けた施策を総合的に推進しています。

「障害福祉計画」は、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）\*第88条に策定が義務付けられ、国の基本指針<sup>(注1)</sup>に即して原則3年を1期とした本市の障害福祉サービスや地域生活支援事業について数値目標、確保すべきサービス量、確保のための方策を定めるものです。

また、この計画では障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制についての方策も併せて定め、児童福祉法\*（昭和22年法律第164号）第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」の内容を包含するものです。

(注1) 平成18年厚生労働省告示第395号：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年厚生労働省告示第1号で一部改正）



## (2) 計画の期間

第7期鹿島市障害福祉計画は、第七次鹿島市総合計画（令和2年度～6年度）や関連計画等を踏まえ、また第6期計画を見直した上で、令和6年度から令和8年度までを計画期間として策定します。

年度 計画	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
基本計画	第1次			第2次					
福祉計画 (障害児 福祉計画)	第5期 (第1期)			第6期 (第2期)			第7期 (第3期)		

### 鹿島市障害者基本計画

H21～30年度 (2009～2018年度)	H31～R2年度 (2019～2020年度)	R3～8年度 (2021～2026年度)
第1次	第1次(改定版)	第2次

### 鹿島市障害福祉計画

H18～20年度 (2006～2008年度)	H21～23年度 (2009～2011年度)	H24～26年度 (2012～2014年度)	H27～29年度 (2015～2017年度)	H30～R2年度 (2018～2020年度)	R3～5年度 (2021～2023年度)	R6～8年度 (2021～2023年度)
第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期

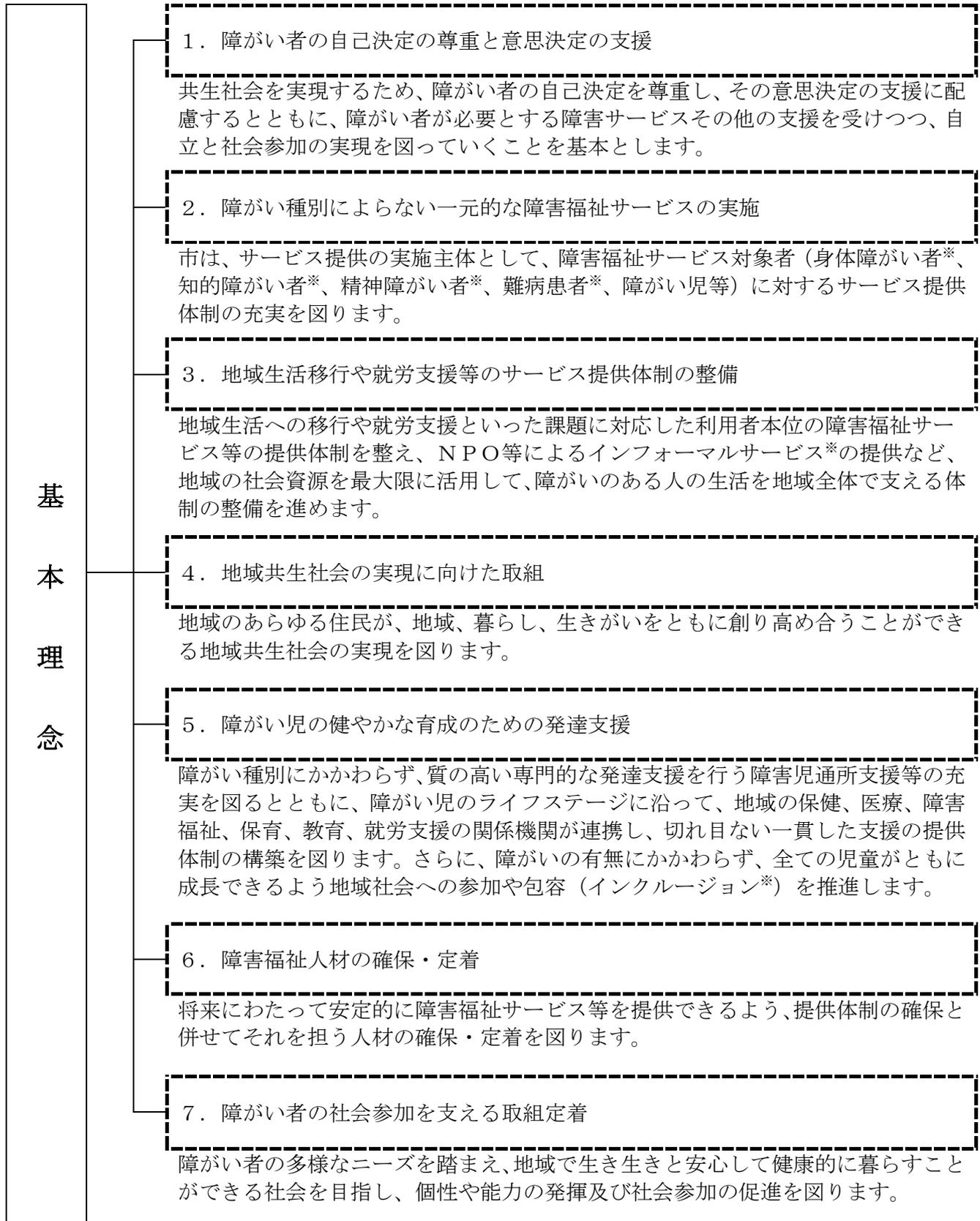
## (3) 第7期障害福祉計画の主な相違点

第6期鹿島市障害福祉計画と第7期鹿島市障害福祉計画との主な相違点は以下のとおりです。

- 1 国の基本指針に基づいた基本理念の変更（P3）  
「6. 障害福祉人材の確保・定着」、「7. 障がい者の社会参加を支える取組定着」
- 2 各目標に新たな目標値を追加（P5～11）
- 3 6. 市独自支援事業「障害者施設等への就職支援事業」を削除（P28～29）

## 2. 計画の基本理念

本市では、次の基本的理念に基づいて障害福祉計画を定め、今後の施策を推進していきます。



### 3. 計画の目標

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的考え方を踏まえ、次の7つの目標の達成を目指し、重点的にサービス体系の整備等を行います。

- 目標1 福祉施設入所者の地域生活への移行
- 目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 目標3 地域生活支援の充実
- 目標4 福祉施設から一般就労への移行等
- 目標5 障がい児支援の提供体制の整備等
- 目標6 相談支援体制の充実・強化等
- 目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

## 《目標 1》 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設から地域生活への移行を支援するため、希望する福祉施設入所者に対し、今後、自立訓練事業等を利用してグループホームや一般住宅等へ移行する人の数に関する目標値を設定します。

### 【 国の基本指針 】

- ・令和4年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行する。
- ・令和4年度末の施設入所者数を5%以上削減する。

### 【 目標設定値 】

項 目		数 値
基 準	令和4年度末施設入所者数 (A)	49人
目 標	令和8年度末施設入所者数 (B)	46人
	令和8年度末までの削減数 (C : A - B)	3人
	削減率 (C ÷ A)	6.1%
	令和8年度末までの地域生活移行者数 (D)	3人
	移行率 (D ÷ A)	6.1%

※ 地域生活移行数とは、施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行した数。

## 《目標 2》精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神に障がいのある人が地域の一員として、地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、関係機関が情報を共有し、連携して支援を行う地域包括ケアシステム<sup>\*</sup>の構築に向け、今後保健、医療、福祉等の関係機関による協議の場を設置します。

### 【 国の基本指針 】

- ・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム<sup>\*</sup>の構築に向けて、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の一年間の開催回数等の見込みを設定する。

### 【 目標設定値 】

項 目		【実績】 令和4年度	【目標値】 令和8年度	
保健、 医療及 び福祉 関係者 による 協議の 場	開催回数	7回/年	7回/年	
	参加者数	保健	12人	12人
		医療	12人	12人
		福祉	51人	51人
		介護	4人	4人
		当事者	0人	1人
		家族等	0人	1人
	目標設定の有無	無	無	
評価の実施回数	0回	1回		
精神障がい者の地域移行支援 利用者数		0人	1人	
精神障がい者の地域定着支援 利用者数		0人	1人	
精神障がい者の共同生活援助 利用者数		16人	18人	
精神障がい者の自立生活援助 利用者数		0人	1人	
精神障がい者の自立訓練（生活訓練） 利用者数【新】		1人	2人	

### 【参考（県目標）】

- ①令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とする。
- ②令和8年度における1年以上の長期入院患者数の目標値を設定する。
- ③令和8年度における入院後3ヵ月時点の退院率を68.9%以上、入院後6ヵ月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91.0%とする。

## 《目標3》 地域生活支援の充実

障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実を図るため、地域生活支援拠点<sup>※</sup>等の整備を進める必要があり、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携を進め、効果的な支援体制の構築及び機能強化を図ります。

また、強度行動障害<sup>※</sup>を有する者の支援体制の充実を図るために、体制の整備を進めていきます。

### 【 国の基本指針 】

- ・地域生活支援拠点<sup>※</sup>等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと。
- ・令和8年度末までに、強度行動障害<sup>※</sup>を有する者に関して、市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。【新】

### 【 目標設定値 】

項 目	【実 績】 令和4年度	【目標値】 令和8年度
地域生活支援拠点 <sup>※</sup> 等の設置数	1箇所	1箇所
コーディネーターの配置数【新】	0人	1人
地域生活支援拠点 <sup>※</sup> 等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の回数	0回	1回以上/年
強度行動障害 <sup>※</sup> を有する者に関しての支援	0回	1回以上/年

## 《目標 4》 福祉施設から一般就労への移行等

公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター\*と協力し、障がい者の希望や能力に沿った就労の実現を図るため、ジョブコーチ制度\*や就労移行支援サービスを活用しながら、職場定着率を高めていきます。

### 【 国の基本指針 】

- ・一般就労等への移行者数の設定（令和3年度の実績に対する倍率）

福祉施設利用者 : 1.28倍以上

就労移行支援事業 : 1.31倍以上

就労支援継続支援A型事業：概ね1.29倍以上

就労支援継続支援B型事業：概ね1.28倍以上

- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が全体の5割以上【新】
- ・就労定着支援事業の利用者数について、令和3年度の実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

### 【 目標設定値 】

項 目	【基礎数値】 令和3年度	【目標値】 令和8年度
福祉施設利用者のうち一般就労への移行者数【新】	1人	2人
就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数【新】	1人	2人
就労支援継続支援A型事業を利用した一般就労への移行者数【新】	0人	1人
就労支援継続支援B型事業を利用した一般就労への移行者数【新】	1人	2人
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合【新】		5割
就労定着支援事業の利用者数【新】	0人	1人
就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上の事業所の割合【新】		2割5分

## 《目標5》 障がい児支援の提供体制の整備等

重層的な地域支援体制の構築を図るため、地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センター\*の体制強化について協議を行います。

また、医療的ケアが必要な重症心身障がい児\*を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備や医療的ケア児\*等に関するコーディネーターの配置について、保健・医療・障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を図ります。

### 【 国の基本指針 】

- ・令和8年度末までに児童発達支援センターを設置（市町村又は圏域）
- ・令和8年度末までに障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン\*）を推進する体制を構築
- ・令和8年度末までに重症心身障がい児\*を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保（市町村又は圏域）
- ・医療的ケア児\*等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置（市町村又は圏域）

### 【 目標設定値 】

項 目	【実 績】 令和4年度	【目標値】 令和8年度
児童発達支援センター*の設置数	1箇所	1箇所
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン*）を推進する協議会数【新】	1箇所	1箇所
重症心身障がい児*を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	0箇所	1箇所
医療的ケア児*等支援のための関係機関の協議会等の数	1箇所	1箇所
医療的ケア児*等支援のためのコーディネーターの配置数	0人	1人

## 《目標6》 相談支援体制の充実・強化等

地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制の強化を図るため、支援体制の確保に努めます。

また、発達障がい者等においては、保護者等が子どもの発達障がい\*の特性を理解し必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング\*やペアレントプログラム\*等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制の確保に努めます。

### 【 国の基本指針 】

- ・令和8年度末までに総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センター\*を設置（複数市町村による共同設置可）するとともに地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- ・協議会において、個別事例の検討等を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行う。【新】

### 【 目標設定値 】

項 目	【実績】 令和4年度	【目標値】 令和8年度
基幹相談支援センター*の設置数【新】	0箇所	1箇所
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	1件以上
相談支援事業者の人材育成の支援件数	8件	8件以上
相談機関との連携強化の取組の実施回数	8回	8回
自立支援協議会における個別事例の検討の回数【新】	8回	8回
ペアレントトレーニング*及びペアレントプログラム*等の受講者	0人	1人
ペアレントメンター*の人数	0人	1人
ピアサポート*活動の参加者	0人	1人

## 《目標7》 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証します。また、障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくするための取組や適正な運営を行っている事業所の確保に努めます。

### 【 国の基本指針 】

- ・令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する

### 【 目標設定値 】

項 目	【実 績】 令和4年度	【目標値】 令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数	2人以上	2人以上
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有回数	1回以上	1回以上
県が実施する指導監査の結果を共有する体制の有無	無	有
指導監査の共有回数	1回以上	1回以上

## 4. サービス提供見込量の推計及び確保のための方策並びに体系

### 方策① 必要な訪問系サービスを障がいの区別なく充実させます

障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス）については、障がいの種別にかかわらず、サービスを充実させます。また、今後想定されるニーズの増加に対応できるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

### 方策② 希望する障がい者に対する日中活動系サービスを充実させます

希望する障がい者に対する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）を充実します。

### 方策③ グループホーム等や地域生活支援拠点等の充実を図ります

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設入所や病院への入院から地域生活への移行を進めます。また地域生活支援の機能を強化するため地域生活支援拠点<sup>\*</sup>等の充実を図るための検討をしていきます。

### 方策④ 福祉施設から一般就労への移行等を推進します

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

### 方策⑤ 計画相談の提供体制を充実させます

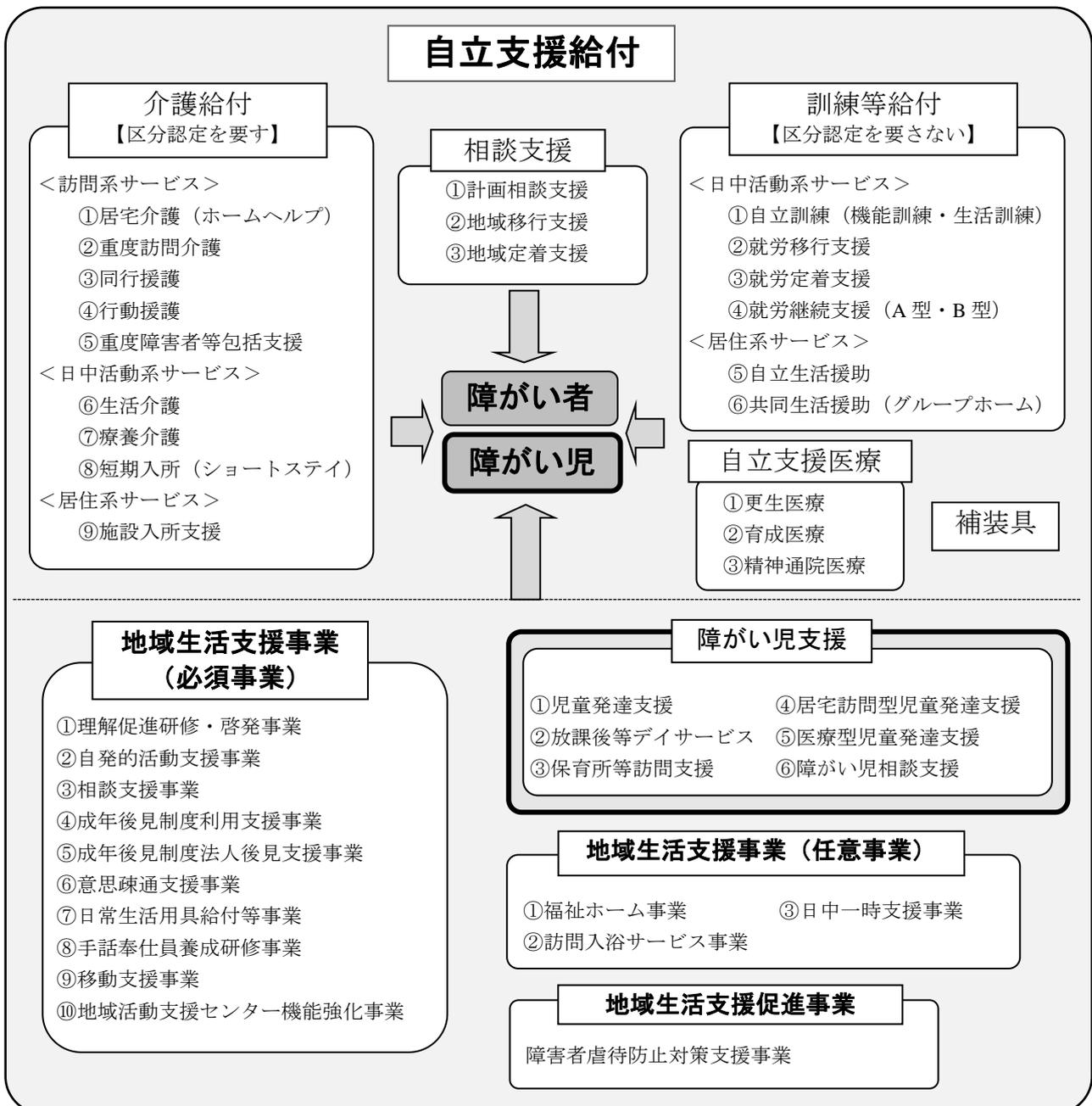
福祉に関する様々な問題について障がい者等からの相談に応じる体制の整備やサービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う事業所等との連携強化、個別事例における専門的なケースが発生した場合の支援等を行える体制を充実します。

## 方策⑥ 障がい児支援の提供体制を充実させます

障がい児やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫して効果的な支援を身近な場所で提供する体制が構築できるよう障害児通所支援サービス等を充実します。

### 障害福祉サービス等の体系

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障がい児支援の体系は下図のとおりであり、障害福祉サービスは、国の基準で実施される「自立支援給付」と地域の特性に応じて市が実施する「地域生活支援事業」の2つに分けられます。



## (1) 訪問系サービスの充実 (方策①)

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援は、日常生活上の介助等を行うサービスです。障がい者が必要な介助を受けながら在宅で生活し続けることができるよう、サービスの提供に努めます。

### 【サービス内容】

サービス	概要
居宅介護	ホームヘルプサービス（入浴、排せつ、食事など）を提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者への居宅における入浴、排せつまたは食事の介護、外出における移動の介護を総合的に提供します。
同行援護	視覚障がい者の外出時に同行し、必要となる排せつ、食事等の援護、その他必要な支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人への外出及び外出の前後に行動障害因子からの回避等の予防的対応、自傷・他害等に関する制御的対応、身体介護的対応を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人への包括的なサービスで個別支援計画に基づき、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。

【障害福祉サービス提供量の実績及び見込】

サービス名	単位	第6期			第7期		
		令和 3年度 (見込・実績)	令和 4年度 (見込・実績)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
居宅介護	人	26 (36)	27 (38)	41	43	44	46
	時間分	320 (449)	325 (499)	478	516	528	532
重度訪問介護	人	2 (2)	2 (2)	2	2	2	2
	時間分	20 (24)	20 (14)	5	10	10	10
同行援護	人	6 (7)	6 (7)	11	11	11	11
	時間分	100 (153)	120 (176)	176	175	175	175
行動援護	人	5 (3)	6 (1)	3	3	3	3
	時間分	40 (34)	45 (7)	11	12	12	12
重度障害者等 包括支援	人	0 (0)	0 (0)	0	0	0	1
	時間分	0 (0)	0 (0)	0	0	0	12

※人：実利用人数  
※（ ）内は実績

時間分：ひと月当たりの総利用時間

## (2) 日中活動系サービス[介護給付]の充実 (方策②)

常時介護を必要とする重度の障がい者が、日中、必要な介助を受けながら安心して生活できるよう「生活介護」や「療養介護」等のサービスを提供します。

また、家族等の休息や就労、緊急時のための支援として障がい児者へ「短期入所」を提供します。

### 【サービス内容】

サービス	概要
生活介護	常時介護を要する障がい者であって、主として昼間において、障害者支援施設等において行われる入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の支援を行います。
療養介護	医療を要する障がい者であって、常時介護を必要とし、主として昼間において病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の支援を行います。
短期入所	短期間入所し、入浴、排せつまたは食事等の介護や日常生活上の支援をします。

### 【障害福祉サービス提供量の実績及び見込】

サービス名	単位	第6期			第7期		
		令和3年度 (見込・実績)	令和4年度 (見込・実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
生活介護	人	90 (87)	92 (86)	90	90	91	92
	人日分	1,700 (1,684)	1,740 (1,723)	1,566	1,620	1,638	1,650
療養介護	人	15 (12)	15 (12)	11	11	11	11
短期入所	人	25 (15)	26 (14)	18	19	20	21
	人日分	81 (50)	85 (53)	72	76	80	84

※人：実利用人数  
※( )内は実績

人日分：ひと月当たりの総利用日数

### (3) 日中活動系サービス[訓練等給付]の充実(方策②④)

障がい者が自立して生活するために必要な訓練や、就労のための訓練等の日中のサービスを提供します。

#### 【サービス内容】

サービス	概要
自立訓練 (機能訓練)	一定期間における身体機能の向上のための訓練で、身体障がい者 <sup>*</sup> を対象とした、理学療法 <sup>*</sup> や作業療法 <sup>*</sup> 等の身体的リハビリテーション <sup>*</sup> や歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	一定期間における生活能力の向上のための訓練で、知的障がい者 <sup>*</sup> ・精神障がい者 <sup>*</sup> を対象とした食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人への就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練で、企業等への就職または在宅での就労・企業を希望する65歳未満の障がい者に対し、一定期間にわたり、事業所内や企業における生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方へ障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施
就労継続支援 (A型)	①就労移行支援事業を利用しても企業等の雇用に結びつかなかった方 ②特別支援学校 <sup>*</sup> の卒業後就職活動を行っても企業等の雇用に結びつかなかった方 ③就労経験があるが、現に雇用関係の状態に無い方 上記の①～③で65歳未満の障がい者に対し、事業所との雇用契約に基づく生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力向上に必要な訓練を行います。

就労継続支援 (B型)	<p>①企業等や就労継続支援事業（A型）での就労経験を持つものの年齢や体力の面で雇用されることが困難になった方</p> <p>②就労移行支援事業を利用しても企業等や就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかった方</p> <p>③ ①②に該当しないものの50歳に達している方、または障害基礎年金1級受給の方等に対し、雇用契約は結ばずに生産活動等の機会を提供します。</p>
----------------	---

**【障害福祉サービス提供量の実績及び見込】**

サービス名	単位	第6期			第7期		
		令和3年度 (見込・実績)	令和4年度 (見込・実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
自立訓練 (機能訓練)	人	1 (0)	1 (0)	0	1	1	1
	人日分	10 (0)	10 (0)	0	20	20	20
自立訓練 (生活訓練)	人	5 (4)	6 (1)	0	1	1	1
	人日分	40 (58)	45 (23)	0	20	20	20
就労移行支援	人	5 (9)	6 (8)	11	11	12	13
	人日分	33 (91)	36 (91)	111	110	120	130
就労定着支援	人	1 (0)	1 (0)	0	1	1	1
就労継続支援 A型(雇用)	人	40 (36)	41 (39)	37	38	39	40
	人日分	741 (671)	759 (675)	612	646	663	680
就労継続支援 B型(非雇用)	人	113 (122)	115 (119)	123	125	126	127
	人日分	1,957 (2,037)	1,991 (2,080)	1,826	1,875	1,890	1,905

※人：実利用人数

人日分：ひと月当たりの総利用日数

※（ ）内は実績

## (4) 居住系サービスの充実 (方策③)

障がい者の自宅以外の生活の場として、入所施設やグループホームの確保に努めます。

### 【サービス内容】

サービス	概要
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うための支援として、一人暮らしを始める方などに定期的な巡回や随時の電話相談などで食事や掃除、公共料金の支払い、地域社会との問題がないかなど様々な連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活援助は、日中は就労や生活訓練、就労移行支援等の通所事業を利用する障がい者を対象に、日常生活上の世話等を行います。
施設入所支援	施設に入所する人へ入所施設で夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

### 【障害福祉サービス提供量の実績及び見込】

サービス名	単位	第6期			第7期		
		令和 3年度 (見込・実績)	令和 4年度 (見込・実績)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
自立生活援助	人	1 (0)	1 (0)	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人	63 (66)	64 (64)	61	61	62	63
施設入所支援	人	45 (51)	44 (50)	50	50	49	46

※人：実利用人数

※（ ）内は実績

## (5) 計画相談の充実 (方策⑤)

「計画相談支援」は、障害福祉サービスを利用するすべての障がい者を対象に、利用者の状態や希望を勘案して、連続性と一貫性を持ったサービスが提供できるようサービス等利用計画を作成するものです。

「地域相談支援」は、障害者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人などが住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う「地域移行支援」と、自宅で単身生活する人などに常に連絡体制を確保し、障がい原因となって生じた緊急の事態等の場合に相談、緊急訪問を行う「地域定着支援」があります。「地域相談支援」は、障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行と併せて、地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図るために実施するものです。

### 【サービス提供体制確保のための方策】

相談支援事業については、福祉に関する様々な問題について障がい者等からの相談に応じる体制の整備に加え、サービス等利用計画の作成に含めた相談を行う人材の育成支援、専門的な個別事例が発生した場合の関係機関の連携の強化を行います。また、相談支援事業を効果的に実施するため、保健・医療関係者、雇用関係機関、障がい者団体、学識経験者等の関連する分野の関係者からなる杵藤地区自立支援協議会に参加し、ネットワークの構築や障がい者等の支援の体制整備を図り、市相談窓口や地域相談事業者を中心とした障がい者の地域移行・地域定着を積極的に推進します。

### 【障害福祉サービス提供量実績及び見込】

サービス名	単位	第6期			第7期		
		令和3年度 (見込・実績)	令和4年度 (見込・実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
計画相談支援	人	237 (290)	247 (288)	283	285	287	289
地域相談支援							
地域移行支援	人	1 (0)	2 (0)	0	1	1	1
地域定着支援	人	1 (0)	2 (0)	0	1	1	1

※人：実利用人数

※( )内は実績

## (6) 障がい児支援提供体制の充実 (方策⑥)

障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を提供できる場として、障害児通所支援等（児童発達支援や放課後等デイサービス等）の確保に努めます。

### 【サービス内容】

サービス	概 要
児童発達支援	小学校就学前の障がい児への支援で日常生活での基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等 デイサービス	授業の終了後又は休業日に、就学している障がい児へのサービスで学校（幼稚園、大学を除く）に就学し、授業終了後や休業日に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進などを行います。
保育所等 訪問支援	障がい児が通う保育所等に訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援などを行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいなどにより外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問し発達支援を行います。
医療型 児童発達支援	肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障がい）の児童が指定医療機関などに通いながら児童発達支援や治療を行います。
障害児相談 支援	障がい児のあらゆる状況や保護者のサービス利用に関する意向等を勘案して利用するサービスの種類や内容等を定めた計画を作成します。

【障害児サービス提供量の実績及び見込】

サービス名	単位	第6期			第7期		
		令和 3年度 (見込・実績)	令和 4年度 (見込・実績)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
児童発達支援	人	50 (59)	51 (65)	63	65	67	69
	人日分	160 (304)	163 (338)	377	390	402	414
放課後等 デイサービス	人	55 (64)	57 (71)	74	75	77	79
	人日分	654 (594)	677 (620)	563	600	616	632
保育所等 訪問支援	人	3 (9)	4 (6)	6	6	6	7
	人日分	7 (3)	5 (2)	2	2	2	3
居宅訪問型 児童発達支援	人	1 (1)	1 (1)	1	1	1	1
	人日分	7 (9)	7 (8)	9	10	10	10
医療型 児童発達支援	人	0 (0)	0 (0)	0	1	1	1
	人日分	0 (0)	0 (0)	0	1	1	1
障害児相談 支援	人	50 (107)	50 (131)	123	125	130	135

※人：実利用人数

人日分：ひと月当たりの総利用日数

※（ ）内は実績

## 5. 地域生活支援事業、地域生活支援促進事業

### (1) 事業の基本的考え方、内容

障がい者がある有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づいた地域生活支援事業を実施します。

### (2) 地域生活支援事業（必須事業）

#### 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁<sup>※</sup>」を除去するために、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより共生社会の実現を図る事業です。

障がい等のある方への理解を深めるために、地域社会の住民に対して、研修や啓発活動を実施するよう努めます。

#### 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

本人やその家族、地域住民が実施する情報交換ができる交流会（ピアサポート<sup>※</sup>）、地域での災害対策活動、孤立防止活動（地域で障がいのある人が孤立することがないように見守る活動）、社会活動支援（障がい者の自立のための社会に働きかける活動）、障がいのある人へのボランティア活動など、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援します。

#### 相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者、障がい者の介護を行う方等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする事業です。

障がいのある人、その保護者、支援提供者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護などのために必要な援助を行うため、また保健師、社会福祉士等の専門的職員を配置し相談支援機能を強化することに努めます。

### **成年後見制度利用支援事業**

成年後見制度<sup>\*</sup>を利用することが有用であると認められる知的障がい者<sup>\*</sup>又は精神障がい者<sup>\*</sup>に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者<sup>\*</sup>又は精神障がい者<sup>\*</sup>であり後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度<sup>\*</sup>の利用が困難であると認められる方を支援します。

### **成年後見制度法人後見支援事業**

成年後見制度<sup>\*</sup>における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保できる体制の整備や市民後見人<sup>\*</sup>の活用を含めた法人後見の活動支援により障がい者の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

権利擁護を図るために、成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するように努めます。

### **意思疎通支援事業**

聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。

手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業などを実施し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者のコミュニケーションの円滑化に努めます。

### **日常生活用具給付等事業**

障がい者等に対し、自立生活支援用具<sup>\*</sup>等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする事業です。

日常生活用具を必要とする身体、知的、精神に障がいのある人や難病患者\*などに対し、サービス事業者と連携しながら、適正な用具を必要とするとき、迅速に給付・貸与が受けられるように努めます。

### **手話奉仕員養成研修事業**

手話で日常会話を行うのに必要な手話語い及び手話表現技術を取得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業です。

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町の広報活動等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員\*の養成に努めます。

### **移動支援事業**

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に移動の支援の必要がある障がい者等に、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図る事業です。

個々の障がい者等のニーズや状況に応じ外出時の付き添い等の事業を行い、地域での自立生活や社会参加を積極的に促進します。

### **地域活動支援センター機能強化事業**

在宅の障がい者に対し、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を行うことにより、障がい者及びその家族の地域における生活を支援し、在宅の障がい者の自立及び社会参加の促進を図る事業です。

地域活動支援センターを通じて、創作的活動又は生産活動の機会の確保充実に努め、障がい者が住み慣れた地域の中で安心して生活を送ることができるよう支援します。

## (3) 地域生活支援事業（任意事業）

### 福祉ホーム事業（運営補助）

住居を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援する事業です。

家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者に対し、事業所と連携を取りながら、必要な施設を確保していくよう努めます。

### 訪問入浴サービス事業

重度の在宅身体障がい者に対し、在宅入浴サービスを提供し、在宅生活を支援する事業です。

家庭での入浴が困難で、常時介護を要する重度障がい者等に対し、事業者と連携を取りながら、より快適で安全な入浴サービスの提供に努めます。

### 日中一時支援事業

日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等に、日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図る事業です。

障がい者等の家族の支援及び障がい者の適切な日常的な訓練等が日中受けられるよう、事業者の確保充実に努めます。

## (4) 地域生活支援促進事業

### 障害者虐待防止対策支援事業

障がい者虐待の未然防止や早期発見、虐待を受けた障がい者の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援並びに関係機関又は民間団体との連携を行う事業です。

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため24時間365日対応の相談窓口設置や関係機関による協力体制の整備を実施します。

【地域生活支援事業・地域生活支援促進事業のサービス提供量の見込】

区分	サービス名	単位	第6期			第7期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必須事業	理解促進研修・啓発事業	件	0 (0)	1 (0)	1	1	1	1
	自発的活動支援事業	件	0 (0)	1 (0)	1	1	1	1
	相談支援事業	箇所	1 (1)	1 (1)	1	1	1	1
	成年後見制度利用支援事業	箇所	1 (1)	1 (0)	1	1	1	1
	成年後見制度法人後見支援事業	箇所	0 (0)	0 (0)	1	1	1	1
	意思疎通支援事業	人 (延べ)	6 (3)	7 (5)	7	7	7	7
	日常生活用具給付事業	件 (延べ)	310 (819)	320 (872)	330	850	850	850
	手話奉仕員養成研修事業	人	4 (0)	4 (4)	5	5	5	5
	移動支援事業	箇所	10 (14)	10 (13)	10	13	13	13
		人	28 (12)	29 (15)	29	20	20	20
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	0 (0)	0 (0)	1	1	1	1	
	人	0 (0)	0 (0)	12	5	5	5	
任意事業	福祉ホーム事業 (運営補助)	箇所	0 (0)	1 (0)	1	1	1	1
		人	0 (0)	1 (0)	1	1	1	1
	日常生活支援	箇所	2 (2)	2 (2)	2	2	2	2
		人	6 (4)	7 (4)	7	5	5	5
	日中一時支援	箇所	11 (5)	11 (4)	11	5	5	5
		人	10 (4)	11 (8)	12	10	10	10
権利擁護支援	箇所	1 (1)	1 (1)	—	—	—	—	
促進事業	権利擁護支援	箇所	—	—	1	1	1	1

※年間の見込及び（ ）内は実績

## 6. 市独自支援事業

### (1) 事業の基本的考え方

本市では、障害福祉サービスの充実を目指し、独自の支援事業を実施しています。障がい者がより自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、今後とも事業を推進していきます。

### (2) 事業の内容

#### 福祉タクシー事業

自ら移動することが困難な障がい者に対し、福祉タクシー利用券を交付し、タクシー利用料金の一部を助成することにより、社会参加を促進することを目的としています。交付対象者は、市内に住所を有し、一定の条件を満たす障がい者となっています。

#### 配食サービス事業

調理が困難な障がい者に対し、栄養のバランスのとれた食事を、安否確認を兼ね居宅に訪問して提供する配食サービス（自己負担あり）を実施することにより、健康及び生活の質を向上させることを目的としています。対象者は、市内に居住する65歳未満の在宅の障がい者で、心身及び家庭の事情により調理が困難な障がい者世帯で、かつ一定の条件を満たす障がい者となっています。

#### 内臓機能障害者器具購入費扶助事業

市内に住所を有する人工肛門・人工膀胱の手術を受けた内臓機能障がい者が、身体障害者手帳交付までの期間に日常生活に衛生処理に使用する器具等を購入した費用の一部を援助することにより、精神的・経済的負担を軽減することを目的としています。

## 自動車運転免許取得・改造助成事業

運転免許取得による障がい者の社会参加と自立更生促進や身体障がい者\*の自動車の手動装置等の一部を改造することによる身体障がい者\*の社会参加を促進する事業です。

就労等の社会参加が見込まれる障がい者に対し、積極的に支援を実施します。

## 地域自殺対策強化事業

令和2年3月に策定した「いのち支えあう鹿島市自殺対策計画」にもとづいて、「誰も自殺に追い込まれる事のない社会」の実現を目標とし自殺者ゼロを目指します。具体的には、地域や医療・各関係機関との連携強化・ゲートキーパー\*研修による人材育成・市民への普及啓発・こころの健康相談等による相談体制の充実等、生きることの包括的な支援を実施します。

## 7. 計画の推進体制

### (1) 関係機関との連携

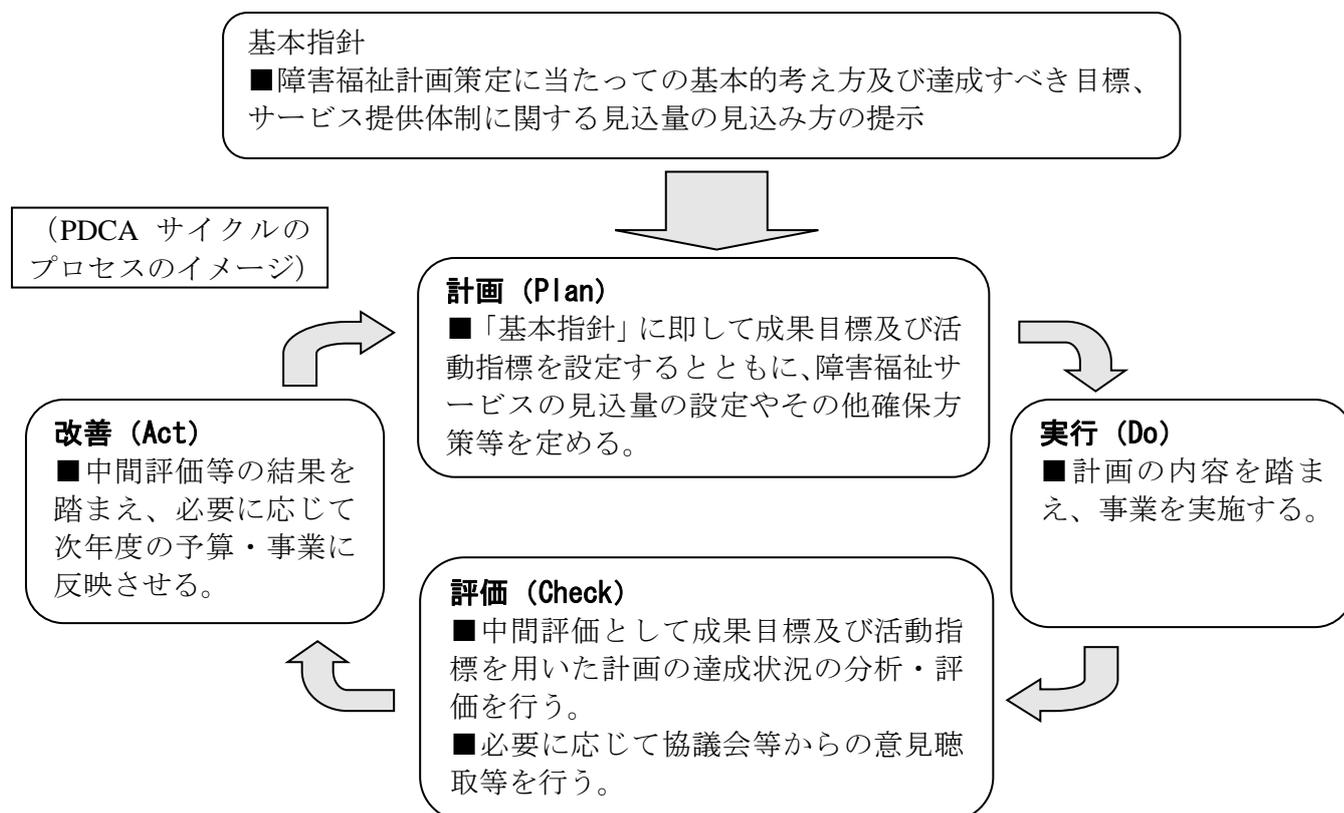
障がい者にかかわる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっています。障がい福祉係が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、障がい者、障がい者団体、社会福祉協議会、障がい者支援団体、民生委員児童委員等と連携するとともに、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度にかかわる分野もたくさんあります。今後とも、国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

### (2) 計画の進行管理体制

本計画の推進にあたっては障がい福祉係が事務局となり、計画の実現に向けてP D C A サイクル<sup>\*</sup>を導入し毎年計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。



## [資料編]

- (1) 用語集 . . . . . 3 2
- (2) 障害者総合支援法（抜粋） . . . . . 3 7
- (3) 児童福祉法（抜粋） . . . . . 3 9
- (4) 身体・知的・精神障がい者 手帳所持数 . . . . . 4 1
- (5) 鹿島市内の障がい福祉サービス事業所数 . . . . . 4 1
- (6) 第7期鹿島市障害福祉計画策定経過 . . . . . 4 2

## ( 1 ) 用語集 (語順音順)

### 【あ】

#### ●医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養など）を受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）をいう。

#### ●インクルージョン

直訳すると「包含（包み込む・中に含む）」という意味で、介護や障害を問わず、すべての人が差別なく受け入れられる社会で、個性を尊重するとともに多様性を活かそうという概念。

#### ●インフォーマルサービス

家族をはじめ近隣や地域社会、NPOやボランティアなどが行う援助活動で、公的なサービス以外のもの。

### 【か】

#### ●基幹相談支援センター

障がい者の地域における相談支援の総合的な窓口で障害者総合支援法により規定。

#### ●強度行動障害

食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

#### ●ゲートキーパー

家族・近隣住民・教師・医師など、身近な方が悩んでいる人に気付き、声かけ、話を聞き、必要な支援につなげ見守る人のことであり、自殺予防における「命の門番」を意味する。

## 【さ】

### ●作業療法

農耕・畜産・園芸・手芸・木工などの適当な作業を行うことにより、障がい者の身体運動機能や精神心理機能の改善を目指す治療法のひとつ。リハビリテーションの一環として行われる。

### ●児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

### ●市民後見人

一般市民による成年後見人。認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。

### ●社会的障壁

障がい者が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行。乗降口や出入口の段差等の物理的な障壁や障がいを理由とした免許の取得制限等の制度的障壁、音声案内等の欠如による文化・情報面の障壁、心ない言葉や視線等の意識上の障壁などがある。

### ●重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子ども。医学的診断名でなく児童福祉法上の定義。

### ●手話奉仕員

手話奉仕員は、市町村が実施する手話奉仕員養成研修等により、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した者。

### ●障害者基本計画

障害者基本法に基づく、障がい者施策の基本的な考え方や施策の方向を定めた障がい者施策の総合的な推進を図るための計画。

## ●障害者就業・生活支援センター

障がい者の職業的自立を図るために、地域の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に適応・定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う施設。障害者雇用促進法に基づいて、都道府県知事が指定した社会福祉法人・NPO法人などが運営する。

## ●ジョブコーチ制度

障がい者が職場に適応できるよう、ジョブコーチ（職場適応援助者）が職場に出向いて、障がい者が仕事に適応するための専門的な支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行う。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障がいを理解し配慮するための助言などを行う制度。

## ●自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害者（児）の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用することができ、実用性のあるもの。

## ●身体障がい者

身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能・言語又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸の機能障がい、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、⑦肝臓機能障害がある18歳以上の者であって、県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。障がいの程度により1級から6級に認定される。

## ●精神障がい者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

## ●成年後見制度

判断能力が十分ではない知的障がい者、精神障がい者等を保護するため、家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人等から援助（財産管理など）を受ける制度。

## 【た】

### ●地域生活支援拠点

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制

のこと。 居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。

### ●地域包括ケアシステム

重度な要介護者が自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。

### ●知的障がい者

知的機能の障がいが発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、なんらかの特別な援助を必要とする状態にある人。

### ●特別支援学校

学校教育法で規定された心身障がい児を対象とする学校。視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者(身体虚弱者を含む)に対し、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立をはかるために必要な知識技能を授けることを目的とする。

## 【な】

### ●難病患者

パーキンソン病や重症筋無力症など、原因不明で治療法未確立、後遺症を残す恐れが多い疾病に罹患した者をさす。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、精神的にも負担が大きいとされている。

## 【は】

### ●発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

### ●ピアサポート〔peer support〕

ピアとは「仲間」「対等」という意味で、同じような立場の人によるサポートや同じような課題に直面する人同士がたがいに支えあうこと。

## ●PDCA サイクル

PDCA は、plan-do-check-act の略語で、生産・品質などの管理を円滑に進めるための業務管理手法のひとつ。①業務の計画（plan）を立て、②計画に基づいて業務を実行（do）し、③実行した業務を評価（check）し、④改善（act）が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に役立てる。

## ●ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイ等を通して学び、子どもとの関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促す家族支援のアプローチの一つ。

## ●ペアレントプログラム

子どもや保護者自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にしたプログラム。「行動で考える」「ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組む。

## ●ペアレントメンター

自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。同じような発達障害のある子どもをもつ親に対して、共感的な支援を行い、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりすることができる。

## 【ら】

### ●理学療法

治療体操や運動、マッサージ・電気刺激・温熱などの物理的手段を用いて、運動機能の回復を目的とした運動、温熱、電気、水、光線などの物理的手段を用いて行われる治療法。

### ●リハビリテーション〔rehabilitation〕

人権の視点に立って、障がい者の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法。医学的・職業的・社会的・心理的リハビリテーションが、個々別々に実施されるのではなく、総合的・体系的な全人間的アプローチとして実施されることにより、障がい者のライフステージの全ての段階において、全人間的復権が達成されるという概念。

## (2) 障害者総合支援法（抜粋）

### (市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- (1) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (2) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

8 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会（以下この項及び第89条第6項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

- 9 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 10 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

## (3) 児童福祉法（抜粋）

### (市町村障害児福祉計画)

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- (1) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (2) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

- 1 1 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 1 2 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

## (4) 身体・知的・精神障がい者 手帳所持者数

	H30 年度末	R 元年度末	R 2 年度末	R 3 年度末	R 4 年度末
身体	1,847	1,871	1,929	2,053	2,149
知的	355	384	372	455	409
精神	163	181	187	200	213
合計	2,365	2,436	2,488	2,708	2,771

## (5) 鹿島市内の障がい福祉サービス事業所数

区 分	R 4 年度末
居宅介護	1
短期入所	3
生活介護	2
施設入所	1
グループホーム	10
就労移行支援	1
就労継続支援 A 型	3
就労継続支援 B 型	7
就労定着支援	0

区 分	R 4 年度末
相談支援 (特定・障がい児)	5
児童発達支援センター	1
児童発達支援	2
放課後デイサービス	3
保育所等訪問支援	1
地域活動支援センター	1

※佐賀県障害者支援ハンドブック（令和 5 年度）

## (6) 第7期鹿島市障害福祉計画策定経過

第1回策定委員会		令和5年11月10日(金)
協議内容	◎第7期鹿島市障害福祉計画(案)について ・計画案の説明 ・質疑応答、意見交換	
鹿島市議会(全員協議会)への説明		令和5年12月20日(水)
協議内容	◎第7期鹿島市障害福祉計画(案)について ・計画(案)の概要説明 ・質疑応答	
第2回策定委員会		令和6年2月15日(木)
協議内容	◎第7期鹿島市障害福祉計画(案)について ・計画(案)の修正事項などの説明 ・質疑応答 ・最終案の承認	

## ◎鹿島市障害福祉計画策定委員会名簿

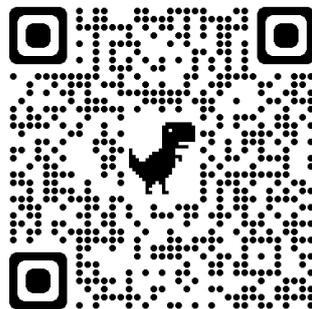
選出区分	No	機関・団体	役職等	委員氏名
学識経験者	1	西九州大学短期大学部	名誉教授	鍋島 恵美子
障害者団体等の代表者	2	古枝身障者協会	副会長	小野原 廣明
	3	鹿島市肢体不自由児者父母の会	会員	野中 清乃
	4	鹿島市手をつなぐ育成会	会長	田中 莊子
	5	鹿島藤津地区精神保健福祉連合会 鹿陽会家族会	会長	森田 由佐子
	障害者福祉に関する事業に従事する者	6	社会福祉法人 花木庭会 鹿島療育園	生活相談課長
7		社会福祉法人 鹿爽会 鹿島福祉作業所	施設長	永石 勝己
8		鹿島市心身障害児通所施設 すこやか教室	児童発達支援 管理責任者	喜多 麻美
9		医療法人財団友朋会	医療福祉課 課長	石橋 亮祐
就労・地域生活等にて障害者を支援する者	10	鹿島市社会福祉協議会	地域支援係長	一ノ瀬 健
	11	鹿島市民生委員児童委員 連絡協議会	北鹿島地区会長	北村 久代
	12	社会福祉法人 たちばな会 障害者就業・生活支援センター	センター長	馬場 克久
関係行政機関の職員	13	杵藤保健福祉事務所	福祉支援課長	本田 正幸
	14	鹿島公共職業安定所	職業指導官	鶴 雄一朗
	15	鹿島市市民部（福祉事務所）	鹿島市市民部部長兼 福祉事務所長	岩下 善孝

※敬称略

## 第 7 期 鹿 島 市 障 害 福 祉 計 画

令和 6 年 3 月

<https://www.city.saga-kashima.lg.jp/main/3362.html>



---

編集・発行 鹿 島 市  
〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1  
TEL 0954-63-2119 FAX 0954-63-2128

---